

定期監査（こども園）結果の概要（2月及び3月実施）

1 監査対象園

みどりこども園

2 監査実施期間

令和4年2月1日（火）から同年3月30日（木）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象こども園

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和3年4月1日から同年12月31日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の結果

(1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。

(2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。

(3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。

(4) 備品管理に関しては、適正に行われていた。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（4項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。

(2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。

(3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。

(4) 備品管理が適正に行われているかに関しては、備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。